

チャイまる通信

vol.56<令和7年4月発行>



春風が心地よく、花々が咲きほこる季節となりましたね。
今月のチャイまるは、令和7年4月より改正される**子ども医療費助成制度**についてお知らせします。

令和7年4月1日から
子ども医療費助成制度が改正され

医療機関・薬局などで

窓口無償化がスタートします



改正の主なポイント



県内医療機関 窓口で自己負担分を支払うことなく病院を受診できます。

- ・健康保険証
(またはマイナンバーカード)
- ・日置市子ども医療給付受給資格者証

提示



日置市が、審査機関を通じて医療機関に医療費を支払います。

(※保険適用診療に限る)



対象範囲

非課税世帯の子ども(0歳~18歳に達する日以後最初の3月31日まで)に加え、**課税世帯の子ども**(0歳~15歳に達するに以後の最初の3月31日まで)が医療機関窓口での自己負担無しになります。

Q & A



Q 今回の改正で何か手続きは必要？

手続きは必要ありません。令和7年3月末に新たな受給資格者証が日置市から送付します。令和7年4月1日からは新たな受給資格者証をご使用ください。

Q 対象となる医療費は？

保険適用となる入院（食事費用は除く）、通院（歯科含む）、調剤、訪問介護などの費用です。保険適用外の費用や、任意の予防接種費用は対象外です。

Q 受給資格者証を忘れた場合は？県外の医療機関を利用したときは？

一度自己負担分の支払いが必要です。自己負担分を支払った際の領収書を持って、市役所窓口で医療費の支給申請を行っていただく必要があります。

子ども医療の改正に伴って、
ひとり親家庭等医療費助成受給資格をお持ちの方も
子ども医療を利用できるようになりました



	子（0歳～中学3年生）	子（高校生以上）	親
非課税世帯	子ども医療給付受給資格者証 現物給付		
課税世帯	（これまで通り） ひとり親家庭等医療費受給資格者証 償還払い or 子ども医療給付受給資格者証 現物給付	（これまで通り） ひとり親家庭等医療費受給資格者証 償還払い	（これまで通り） ひとり親家庭等医療費受給資格者証 償還払い

※県外での医療受診については、後日、日置市役所にて申請後（要領収書）、市から指定口座に助成金が振り込まれます。

※学校の管理下で起きたケガについては、これまで通り「学校スポーツ保険」が優先となります。

【お問い合わせ先】
こども家庭センターチャイまる
〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目100番地
専用ダイヤル
TEL 099-273-2177

【開設日時】
月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始は除く）
午前8時30分～午後5時
【所属】
日置市こども未来課子育て支援係・健康保険課健やか母子係